

中国深セン
深セン市麗湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国カリフォルニア州会社の維持のマニュアル

カリフォルニア州において設立されたすべての株式会社(Corporation)または有限責任会社(以下「LLC」に省略、日本の合同会社に相当する)は、カリフォルニア州の会社法(General Corporation Law)/有限責任会社法(Limited Liability Company Act)に準拠して維持する必要があります。本稿は、カリフォルニア州会社設立後の維持要件について説明します。

すべての株式会社および LLC は、常にカリフォルニア州においてその代わりに法的文書を受け取る登録代理人(Registered Agent)を委任する必要があります。この登録代理人はカリフォルニア州に住所を持っている必要があります。毎年または 2 年ごとに、カリフォルニア州州務長官(Secretary of State)に情報報告書(Statement of Information)を提出し、会社の登記住所、主要な従業員の情報などを更新する必要があります。情報報告書を提出しなかった会社は、カリフォルニア州税務局(Franchise Tax Board)は罰金を処し、会社が停止または没収される可能性があります。カリフォルニア州税務局は、カリフォルニア州で登録または運営しているすべての会社がフランチャイズ税(Franchise Tax)を申告し、支払う必要があると規定しています。締め切り日は、課税年度の終了後 3 か月目(LLC)または 4 か月目(株式会社)の 15 日目です。州及びローカル(郡・市)ビジネスライセンス(State and Local Business License)をお持ちする場合は、ライセンスを定期的に更新する必要があります。有効期限はライセンスに記載されています。

連邦および州の税法によると、カリフォルニア州で登録するすべての会社は、所得税、給与税、営業税、およびその他の関連する税の申告を期限内に行う必要があります。

カリフォルニア州でビジネスを行うすべての会社は、課税年度が暦年である場合、課税年度の 4 月 15 日(株式会社)または 3 月 15 日(LLC)までに連邦および州の所得税申告書を提出する必要があります。法人に対する年税額は、法人の純利益の 8.84%またはフランチャイズ税 800 米ドルの高い方です。カリフォルニア州内で小売または卸売をしようとする場合、または課税対象のサービスを提供する場合は、カリフォルニア州税務局に登録し、営業税を支払う必要があります。カリフォルニア州内に従業員を雇用する場合は、カリフォルニア州雇用開発局(California Employment Development Department)に報告・登録し、従業員の給与税を源泉徴収し、従業員の失業保険税(UI, Unemployment Insurance Tax)および雇用訓練税(ETT, Employment Training Tax)を支払う必要があります。

内国歳入法(Internal Revenue Code)によると、外国人の米国国内源泉所得は、源泉徴収の対象となり、且つその外国人は源泉徴収額を IRS に報告しなければなりません。米国の会社が米国外の銀行または金融口座を所有している場合、その会社は財務省(Department of Treasury)に外国銀行金融口座レポートを提出し、IRS に FATCA に関連するフォームを提出する必要があります。

また、税法およびビジネス法に従って簿記を行い、関連書類を適切に保存する必要があります。

上記のように、カリフォルニア州のすべての株式会社および LLC は、カリフォルニア州のビジネス法に準拠して運営する必要があります。会社は業種に応じて州にライセンス・許可を申請する必要があります。啓源の米国事務所は、専門の公認会計士事務所であり、簿記、確定申告、給与計算、支払代行などのサービスを提供しています。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa

サービス分野

会社設立	合併買収	税務計画
口座開設	人事給与	会計記帳
監査及び保証業務	税務申告	商標の登録
知的財産権	移民ビザ	賃貸サポート